平成２２年（フ）第１号
山口市江崎2212番地の１
破産者　有限会社吉南開発
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
山口県岩国市青木町３丁目８番９号、開始決定時の住所山口県岩国市室の木町４丁目87番10号
破産者　濵名　幸生
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１７０号
香川県丸亀市新田町18番地６
破産者　万達工業有限会社
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１７１号
香川県丸亀市田村町1322番地２
破産者　進工業株式会社
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第３６３号
長崎県長崎市平間町373番地７
破産者　有限会社ダブルヴィー工房
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６２号
熊本市島崎２丁目８番18号
破産者　株式会社ダイレクト
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５６３号
熊本市島崎２丁目８番18号
破産者　岩﨑　　光
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１４３１号
福岡市中央区春吉３丁目11番19号
破産者　有限会社ＣＭＭ
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３０１号
群馬県藤岡市森新田82番地２
破産者　宮下　拓二
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５７９号
札幌市中央区南20条西11丁目１番15号　山鼻ハイム２号
破産者　クレッシェンド・ティー有限会社
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６２号
栃木県宇都宮市御幸ヶ原町146番地80
破産者　山下　敏克
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１３号
栃木県河内郡上三川町大字下神主154番地２
破産者　増山　知子
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１４号
栃木県河内郡上三川町大字下神主154番地２
破産者　増山　慎也
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１１号
栃木県宇都宮市大塚町15番28号
破産者　有限会社オートガレージタカホ
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４２８号
栃木県宇都宮市大塚町15番28号
破産者　武田　信之
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７５号
栃木県小山市大字雨ケ谷新田79番地２　グリーンパーク101号
破産者　伊藤　敏典
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４８号
埼玉県草加市新里町1422番地ヴィシティ草加２―204号
破産者　有限会社プラス通商
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３６８号
埼玉県草加市西町1322番地26
破産者　アッシュマレ株式会社
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
新潟市中央区愛宕２丁目２番地１、商業登記簿上の本店所在地新潟市中央区笹口３丁目16番10号
破産者　株式会社米山工務店
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３３号
三重県津市東丸之内29番６号
破産者　有限会社川村伊助商店
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３６号
東京都府中市幸町１丁目16番地の４
破産者　有限会社エムジェーピー
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２７８号
横浜市中区錦町15番地臨海鉄道本牧総合ビル３Ｆ
破産者　マリンアドバンス有限会社
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部